

電波功績賞について

当会は、通信・放送など社会経済の発展を支える電波利用システムの実用化及びその普及を促進し、電波産業の健全な進歩発展を図る観点から、電波の利用に関する調査、研究、開発、コンサルティング等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。普及促進の一環として、電波の有効利用に関して特別の功績を上げた個人又は団体に毎年「電波功績賞（総務大臣表彰、電波産業会会長表彰）」を授与しています。

更に2025年は当会が創立30周年を迎えることを記念し、今回に限り、通常の表彰に加えて、創立30周年特別賞を授与します。

電波功績賞の概要は、以下のとおりです。

1 「電波功績賞」の種類

- (1) 総務大臣表彰
- (2) 一般社団法人電波産業会会長表彰

2 「電波功績賞」の区分

電波功績賞は、次の(1)又は(2)に該当する個人又は団体、若しくは(3)に該当する団体に対して授与する。

- (1) 電波の有効利用に関する調査、研究、開発において画期的かつ具体的な成果を上げた者
- (2) 電波を有効に利用した新しい電波利用システムの実用化に著しく貢献した者
- (3) 特に近年、電波利用システムの実用化とその普及が国民生活の向上と電波産業を含む社会経済活動の進歩発展に大きく貢献した者（創立30周年特別賞）

3 「電波功績賞」受賞者の選考方法

当会内に、電波の利用について学識経験を有する方々により構成される「電波功績賞選考委員会」を設置し、「総務大臣表彰」及び「一般社団法人電波産業会会長表彰」の受賞者を選考する。

なお、創立30周年特別賞は当会内において受賞候補を検討、推薦する。

4 表彰の方法

総務大臣表彰については総務大臣名、電波産業会会長表彰については電波産業会会長名で表彰する。また、表彰にあたって、副賞を贈呈するものとする。